

川本町と島根労働局との雇用対策協定

川本町と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「地域との協奏」を掲げ、町民や各種団体等と連携し、一体となってまちづくりを推進する川本町と、労働市場のセーフティネットを担う島根労働局が、女性活躍の推進、若者（生徒、学生、UIターン者等）に関する取組、雇用に係る施策・情報の共有と発信をそれぞれの強みを活かして密に連携し、川本町の将来像である「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」の実現に向け、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくことを目的として締結する。

（連携事項）

第2条 川本町と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、川本町と島根労働局が共同で設置する。
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

（要請等）

第4条 川本町長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 川本町長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、川本町と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、川本町と島根労働局が協議して定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、川本町長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年（2026）2月18日

川本町長

野坂一弥

厚生労働省島根労働局長

岩見浩史